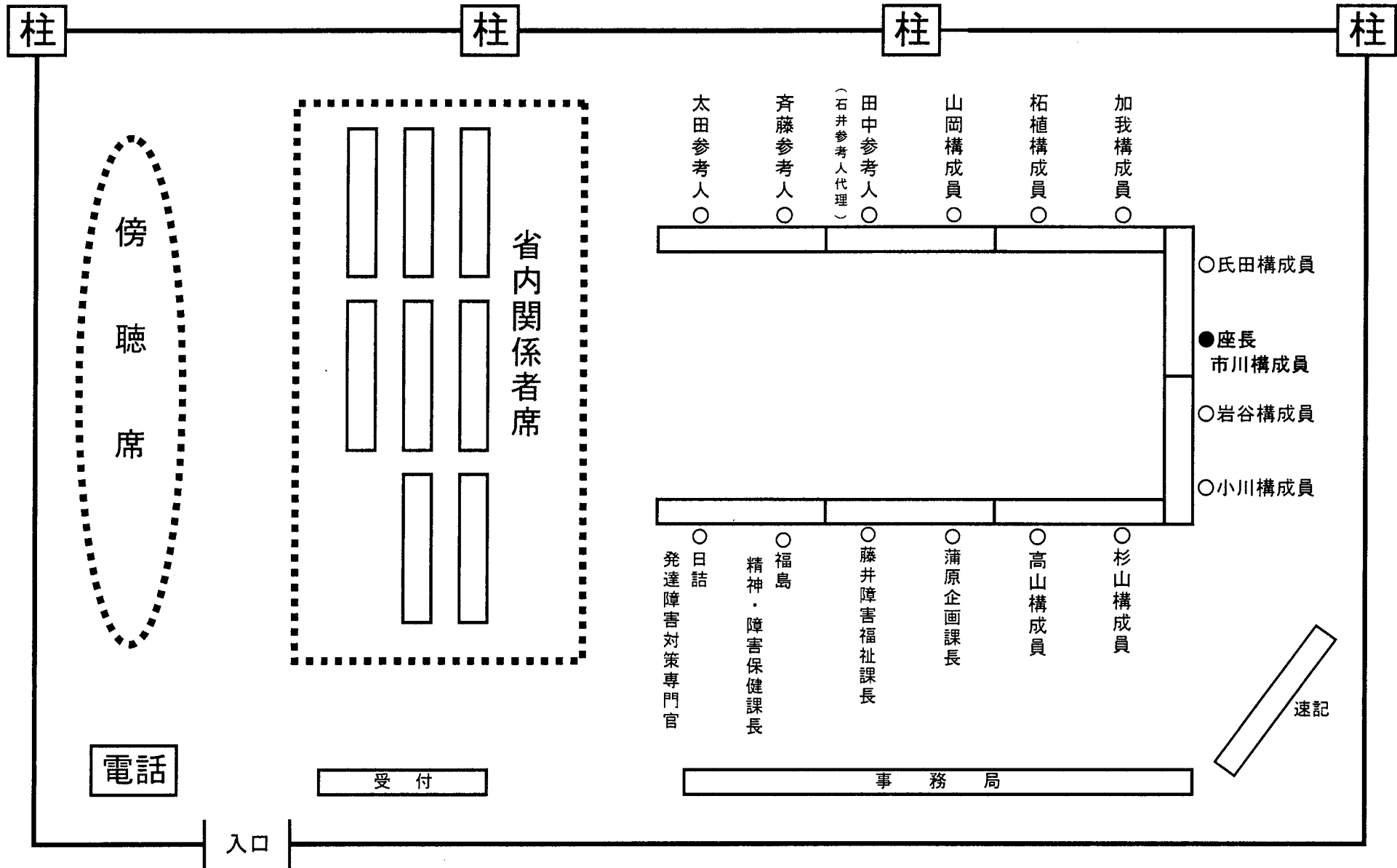


第4回 発達障害者施策検討会 座席表

第4回発達障害者施策検討会
平成20年8月4日(月) 資料1

日時:平成20年8月4日(月)14:00~

場所:中央合同庁舎第4号館共用108会議室(1F)



第4回発達障害者施策検討会	
平成20年8月4日(月)	資料2

発達障害者施策検討会開催要綱

1. 趣旨

発達障害に関する知見を集積し、発達障害に関する情報の幅広い提供を行う発達障害情報センターの情報内容の検討や乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した発達障害者支援開発事業の方針・評価等に関して必要な事項等を検討することを目的に検討会を開催する。

2. 検討課題

- (1) 発達障害情報センターの情報内容の選定・評価に関すること。
- (2) 発達障害者支援開発事業のモデル事業の方針、評価に関すること。
- (3) その他、発達障害者施策に関すること。

3. 構成等

- (1) 検討会は発達障害児(者)に関する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が選任する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の下部に、発達障害情報センターの情報の企画及び発達障害者支援開発事業のモデル事業の企画を推進するための、企画・編集連絡会を開催できることとする。
- (4) 連絡会のメンバーは、社会・援護局障害保健福祉部長が指名する。

4. 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

5. その他

検討会及び連絡会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

発達障害者支援の基本的考え方と課題 (案)

- 1 発達障害者支援の基本的な考え方
- 2 発達障害の範囲について
- 3 発達障害者支援における課題として考えられる事項
 - (1) 当事者や家族に対する支援提供の流れに沿った課題
 - ①気づきに関する課題
 - ②診断前支援に関する課題
 - ③診断に関する課題
 - ④アセスメント・モニタリングに関する課題
 - ⑤支援に関する課題
 - ⑥連携に関する課題
 - (2) 発達障害に関わる者の役割と課題
 - ①直接処遇職員の役割と課題
 - ②発達障害についての専門的な支援を行う者の役割と課題
 - ③発達障害者支援センターの役割と課題
 - ④市町村の役割と課題
 - ⑤都道府県等の役割と課題
 - ⑥国の役割と課題

1. 発達障害者支援の基本的な考え方

○平成17年4月に施行された発達障害者支援法において国及び地方自治体は、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援や家族の支援等を行える体制と人材を整備し、発達障害のある人に対してライフステージを通した一貫した支援を提供することを責務とすることとなった。発達障害者支援法を踏まえ、政府としては以下のような観点から様々な施策を行ってきたところである。

【支援手法の開発】

○まずは、発達障害者への支援を行う上で、客観的に検証された支援手法をメニュー化し普及して、全国のどこに住んでいても発達障害者一人一人の能力のアンバランスさや、環境による適応性の変化等の評価（アセスメント）と、能力・環境の変化に応じた再評価の継続（モニタリング）に基づいた支援が受けられるようにすることが重要である

【人材の育成】

○上記のような支援を提供するためには、現場で発達障害者を担当するものから専門的人材まで、それぞれの役割に応じた研修等の機会が十分されることも重要である。

【地域支援体制の整備】

○また、発達障害の場合は、発達障害に気づいてから診断を受けるまでの期間が他の障害に比べて長く、この間の対応が特に重要であることや、当事者や家族自身に対する支援が、どの年代でも共通の視点で提供される体制の整備も重要である。

【情報提供・普及啓発】

○さらに、発達障害の特性が周囲には理解されにくいものであることから、発達障害についての情報をわかりやすく周知することが重要である。

2. 発達障害者の範囲について

○本検討会による検討においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、現行の「発達障害」の範囲の中で検討を行うこととしてはどうか。

3. 発達障害者支援における課題として考えられる事項

発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、「当事者や家族に対する支援提供の流れ」と「発達障害者支援に関わる者の役割」の二つの観点から、現在考えられる課題を以下のとおり整理した。

(1) 当事者や家族に対する支援提供の流れに沿った課題

【基本的考え方】

ライフステージにかかわらず、必要な支援が提供されるような体制の一層の整備が必要ではないか。

【個別の論点】

①気づきに関する課題

- 当事者や家族、保育士、教諭、ハローワーク相談担当者等の直接処遇職員が発達障害の可能性に気づくためには、普段から発達障害の特性に関する信頼のおける情報がわかりやすく様々な形で提供されていることが必要ではないか。【情報提供・普及啓発】
- 発達障害については、1歳6か月児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合があり、健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて福祉につないでいく体制を地域で作ることが必要ではないか。また、直接処遇職員が発達障害の可能性に気づいた場合にも、当事者や家族に対して適切な情報提供が行えるよう、専門的な人材によるバックアップ体制の充実が必要ではないか。【人材の育成】 【地域支援体制の整備】 【情報提供・普及啓発】
- 当事者（青年期・成人期の場合）や家族が、直接処遇職員よりも先に発達障害の可能性に気づいて心配している時にも、確実にフォローを行い、必要に応じて専門機関につなげる体制を作ることが必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】

②診断前支援に関する課題

- 家族が心配して発達障害の専門的な相談機関や診療機関に相談しようとしても、当該機関の相談開始日まで待機期間が長いことがある。発達障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば家族の心が揺れているような段階に、支援を体験利用できるようにすることも必要ではないか。【支援手法の開発】
【人材の育成】 【地域支援体制の整備】
- 当事者や家族が発達障害に気づき取り組む準備ができていない場合には、診断につなげようとするよりも、その時点でできる日常的・具体的な支援方法の提供が必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】

③ 診断に関する課題

- 発達障害の的確な診断や診察に対するニーズが高いことを踏まえて、専門性を有する医師の確保を進めるための対策として、発達障害の診断や診療に係る人材養成の強化が必要ではないか。【支援手法の開発】【人材の育成】
- 診断後の家族に対する支援として、既に障害児を育て様々な経験のある親の話を聞いたり、現に障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピア・カウンセリングの機会を充実させていくことが必要ではないか。【支援手法の開発】【人材の育成】【地域支援体制の整備】

④ アセスメント・モニタリングに関する課題

- これまでは保健・医療・福祉・教育・就労などの各分野の支援提供のために必要なアセスメントやモニタリングが個々様々に行われていたが、今後は、支援を行う機関が十分に連携し、継続的な支援を提供することが重視されることから、基盤となる共通のアセスメントやモニタリング方法の開発の明確化が必要ではないか。【支援手法の開発】 【地域支援体制の整備】
- また、発達障害者に適したアセスメントやモニタリングを行う専門家の養成が必要ではないか。【人材の育成】

⑤ 支援に関する課題

- 発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない現状があることから、国として客観的に検証された支援手法のメニューを整備し、普及することが必要ではないか。【支援手法の開発】 【情報提供・普及啓発】

- 検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされる必要があるではないか。【支援手法の開発】

- これまでは、直接処遇職員や専門的な支援を行う者がいかに支援を行うかといった視点による支援手法の研究や普及が主であったが、今後はいかに当事者や家族自身が問題の解決を図るための方法を身につけるかという視点による研究や普及も必要ではないか。【支援手法の開発】 【人材の育成】 【情報提供・普及啓発】

- 発達障害の青年期・成人期について、就労支援に関しては支援モデルが開発されており、それらを更に推進することが必要ではないか。一方、青年期・成人期の生活支援については支援モデルが十分開発されていないため、重点的に開発することが必要ではないか。【支援手法の開発】 【地域支援体制の整備】

⑥連携に関する課題

○発達障害者には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係機関が内部及び相互の連携を図りつつ支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用等により、関係機関や関係者の連携システムを構築することが必要ではないか。

また、個人情報取り扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要ではないか。【地域支援体制の整備】

○文部科学省と厚生労働省など関係府省が、発達障害の施策について話し合いを行う機会は増えているが、具体的な事業や研究等について、更に共同で行う点はないか。【地域支援体制の整備】

(2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

【基本的考え方】

発達障害者支援を推進する際に今後求められる、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、都道府県等、国それぞれの基本的な役割を明確にすべきではないか

【個別の論点】

①直接処遇職員の役割と課題

- 保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所等の直接処遇職員は、発達障害の特性や支援方法に関する理解を深め、当事者や家族に対する基本的な支援が行えること、専門的な支援を行う機関への紹介ができることが重要である。
- そのためには、研修機会への積極的な参加とともに、専門的な支援を行う機関と連絡の取れる体制を確保することが必要ではないか。

②発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題

- 医療機関、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、教育センター、障害者職業センター等の機関で専門的な支援を行う者は、発達障害についての信頼がおける情報を常に把握し、直接処遇職員のスーパーバイズを行えるよう努めることが重要である。
- そのためには、日頃から適切な情報の収集や研修への参加を積極的に行うとともに、直接処遇職員への支援技術を高めることが必要ではないか。

③発達障害者支援センターの役割と課題

- 発達障害に関する相談については、特定の障害や年代だけに偏らず、必要とする発達障害者と家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供でき、直接処遇職員や発達障害について専門的な支援を行う者では対応が難しい場合には、より専門的な支援を行う立場から責任を持って対応をすること、都道府県等の全体の状況を把握し、都道府県等行政（特別支援教育センター等）と協力しながら必要な整備を行うことが重要である。
- そのためには、日頃から都道府県等における発達障害者支援の中核であることを十分に意識して業務を行い、効果的な支援体制が構築できるように積極的に関係機関との連携を深めることが必要ではないか。
- また、家族同士のピア・カウンセリングを行うペアレントメンターの養成を検討すべきではないか。

④市町村の役割と課題

- 市町村は、国や都道府県の提供する発達障害者支援のモデルも参考にしながら発達障害者支援にかかわる事業の予算化や、事業の実施を行うが、個別の支援計画の提供、人材の育成、住民に対する普及啓発などを整備することが必要である。
- そのためには、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置等）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していくことや、個人情報への取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことが必要ではないか。

⑤都道府県等の役割と課題

- 都道府県は、発達障害者支援センター等と協力して、都道府県内の発達障害者の置かれている状況を把握し、発達障害者支援にかかわる事業の予算化や、事業の実施を行うが、県立病院や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所や特別支援学校等における協力体制を構築する。市町村では対応が難しい場合のバックアップ体制の確立、人材の育成、住民に対する普及啓発などを整備することが必要である。
- そのためには、発達障害者支援センターを中心とした連携体制の構築を進めるとともに、都道府県として必要な整備を行うことも必要ではないか。

⑥国の役割

- 発達障害者支援について基本的な支援方針を示し、発達障害者支援センターや発達障害情報センター及び発達障害教育情報センターなどを中心とした基盤整備を進めるとともに、研究や開発事業によるアセスメント方法や支援手法等の検証と確立、専門的な人材の養成、社会全体に対する発達障害の正しい理解の普及啓発を更に進めることが重要である。
- そのためには、発達障害に関する情報の収集体制を確立するとともに、施策に対する定期的な点検や見直しを行うが必要ではないか。